

## 第42号議案

蒲郡市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の一部改正について

蒲郡市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例を、次のように制定するものとする。

平成28年6月10日提出

蒲郡市長 稲葉正吉

蒲郡市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例

別紙のとおり

提案理由

公職選挙法施行令の改正等に伴い、所要の改正を行うため提案する。

蒲郡市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例

蒲郡市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例（平成5年蒲郡市条例第12号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

蒲郡市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用等の公営に関する条例

第1条中「作成の公営」の次に「並びに法第142条第11項の規定に基づき、蒲郡市の長の選挙における同条第1項第6号のビラ（以下「ビラ」という。）の作成の公営」を加える。

第2条の見出し中「及びポスターの作成」を「等」に改め、同条第2号中「ポスター作成枚数」を「ポスターの作成枚数」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 候補者（蒲郡市の長の選挙における候補者に限る。以下この項及び第6条において同じ。）は、候補者1人について、7円51銭にビラの作成枚数（当該作成枚数が、法第142条第1項第6号に規定する枚数を超える場合には、同号に規定する枚数）を乗じて得た金額の範囲内で、無料でビラを作成することができる。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

第3条第2号中「ポスター作成」を「ポスターの作成」に改め、同条に次の1号を加える。

- (3) ビラを作成する場合 ビラの作成を業とする者との間におけるビラの作成に関する有償契約

第4条第1項中「第2条ただし書」を「第2条第1項ただし書」に改め、同項第2号ア中「1万5,300円」を「1万5,800円」に改め、同号イ中「7,350円」を「7,560円」に改める。

第5条中「510円48銭」を「525円6銭」に、「30万1,875円」を「31万500円」に、「第2条ただし書」を「第2条第1項ただし書」に改める。

第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

第6条 蒲郡市は、候補者（第3条の届出をした者に限る。）が同条第3号に定める契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単

価が7円51銭を超える場合には、7円51銭)に当該ビラの作成枚数(当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に規定する枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき委員会を確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第2条第2項後段において準用する同条第1項ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

#### 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の蒲郡市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用等の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、同日前にその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。